

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案 参照条文目次

○ 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・ 1
○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・ 4

○ 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農産加工品」とは、農産物（畜産物を含む。以下同じ。）を原料又は材料として生産される飲食料品その他の農産物の加工品をいい、「農産加工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

2 この法律において「特定農産加工業」とは、その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、当該事業により生産される農産加工品又はこれと競争関係にある農産加工品（これらの原料又は材料たる農産物を含む。）の輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるものをいい、「特定農産加工業者」とは、特定農産加工業に属する事業を行う者をいう。

（計画の承認）

第三条 特定農産加工業者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「特定事業協同組合等」という。）は、特定設備（特定農産加工業に属する事業において農産加工品を生産する設備で、その生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の廃棄、事業の転換（他の農産加工業への転換に限る。第五条第一項において同じ。）、新商品又は新技術の研究開発又は利用（農産加工業に係るものに限る。）、事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置（特定事業協同組合等にあつては、その構成員の経営の改善を図るための措置。以下「経営改善措置」という。）に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 特定農産加工業者又は特定事業協同組合等は、他の特定農産加工業者、他の特定事業協同組合等、関連業種（その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、特定農産加工業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして農林水産省令で定める業種をいう。）に属する事業を行う者（以下「関連農産加工業者」という。）又は事業協同組合その他の政令で定める法人で関連農産加工業者を構成員とするもの（以下「関連事業協同組合等」という。）と共同して、その行う事業（特定事業協同組合等又は関連事業協同組合等にあつては、その構成員のために行う事業）について事業提携（生産、保管、販売若しくは新商品若しくは新技術の研究開発（農産加工業に係るものに限る。）の共同化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為をいう。以下同じ。）に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営改善措置の目標
 - 二 経営改善措置の内容及び実施時期
 - 三 経営改善措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
 - 四 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準
 - 五 その他農林水産省令で定める事項
- 4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 事業提携の目標
 - 二 事業提携の内容及び実施時期
 - 三 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
 - 四 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発の共同化に必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連農産加工業者に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準
 - 五 その他農林水産省令で定める事項
 - 5 都道府県知事は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その計画が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
 - 一 当該計画に係る特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効かつ適切なものであるとして、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 地域の農業の健全な発展に資するものであること。
 - 三 その他政令で定める基準に適合するものであること。

(計画の変更等)

- 第四条 前条第一項又は第二項の承認を受けた者（以下「承認特定農産加工業者等」という。）は、当該承認に係る計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、承認特定農産加工業者等が承認に係る計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に従つて経営改善措置又は事業提携を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。
- 3 前条第五項の規定は、第一項の承認について準用する。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条に規定する業務のほか、承認特定農産加工業者等（第三条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）に対し、食料の安定供給の確保

又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要なもののうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なもの又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なものであつて、他の金融機関が融通することを困難とするもの（中小企業者（同法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」とする。

第六条 削除

（資金の確保）

第七条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等が承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）

第八条 国及び都道府県は、承認特定農産加工業者等に対し、経営改善措置又は事業提携の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（合理化施策の推進）

第九条 国及び都道府県は、特定農産加工業者が行う経営改善措置又は事業提携と併せて、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするため、農業の生産性の向上、技術の研究開発の推進その他の農産加工業の合理化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(雇用の安定等)

第十条 国は、特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、特定農産加工業者が事業の転換を行う場合又は事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第十一条 都道府県知事は、承認特定農産加工業者等に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十六年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「中小企業特定事業」という。）

を営むもの（ロの政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの

ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

ニ 協業組合であつて、中小企業特定事業を営むもの

ホ 商工組合及び商工組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの

ヘ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

ト 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるものうち、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの

チ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

リ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

四・五 （略）

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

四 削除

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

（業務の方法）

第十二条 公庫は、業務開始の際、前条第一項各号に掲げる業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（略）

（予算の形式及び内容）

第三十一条 （略）

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

一 次に掲げる業務ごとの政府からの借入金の限度額

イ （略）

ロ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による

別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は

別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う

業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

ハ・ニ （略）

二（略）

3（略）

（区分経理）

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

三 七 (略)

(資金の調達のための貸付債権及び社債の信託及び譲渡)

第五十三条 公庫は、第十一条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 貸付債権及び社債(第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号に掲げる業務として譲り受けた特定中小企業貸付債権(同表の注(8)に規定する特定中小企業貸付債権をいう。第六十三条第四項各号において同じ。)及び取得した特定中小企業社債(同表の注(9)に規定する特定中小企業社債をいう。第六十三条第三項において同じ。)を含む。次号及び次条第一項において「貸付債権等」という。)の一部について特定信託(同表の注(12)に規定する特定信託をいう。第六十三条第四項第一号において同じ。)をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。
- 二 貸付債権等の一部を特定目的会社等(別表第二の注(10)に規定する特定目的会社等をいう。)に譲渡すること。
- 三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2 4 (略)

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 三 (略)

四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 七 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 二 (略)

三 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 七 (略)

別表第二（第十一条関係）

一 八の 三	(略)
九	前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの。 1 金銭の特定信託及び当該特定信託の受益権の全部又は一部の譲渡を行うこと。 2 特定目的会社等の優先株式（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。）及び優先出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項に規定する優先出資をいう。）の取得並びに一般社団法人に対する基金の拠出を行うこと。 3 信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。 4 公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する者（別表第一第十四号の中欄に掲げる者以外の者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。

注 (略)
備考 (略)